

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

秦野市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 6 月 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、電気自動車等の定義を改め、並びに分離型の急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を加えること。
- (2) 健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている喫煙所において、「喫煙所」と表示した標識の設置を不要とすること。
- (3) 喫煙所等の各種標識と併せて設けている図記号の規格の統一を図るため、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとする。

秦野市火災予防条例の一部を改正する条例

秦野市火災予防条例（昭和48年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この条において同じ。）にコネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この条において同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第13条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第13条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部とに」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「その接続部が」を「コネクタが電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる処置をする」を「緊急に停止することができる装置を、急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号本文中「（充電ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下こ

の号において同じ。)」を削り、同項第16号中「蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第18条第1項中「いう」の次に「。第25条第4項において同じ」を加える。

第25条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、規則で定めるものとしなければなら」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第25条第5項本文中「前項」を「第3項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第13条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の秦野市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第25条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫

煙室標識」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第25条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

議案第28号 秦野市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この条において同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この条において同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための処置がとられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、<u>次に掲げるもの</u>にあつては、この限りでない。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための処置がとられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、<u>不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u></p>

ア 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

- (2) 急速充電設備の外箱は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。
- (3) - (5) (略)
- (6) コネクターと電気自動車等とが確実に接続されていない場合には、充電を開始しない処置をすること。
- (7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が加えられている場合には、コネクターが電気自動車等から外れないようにする処置をすること。
- (8) - (10) (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する処置をすること。
- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する処置をすること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

は、この限りでない。

- (2) 急速充電設備の外箱は、不燃性の金属材料で造ること。
- (3) - (5) (略)
- (6) 急速充電設備と電気自動車等とが確実に接続されていない場合には、充電を開始しない処置をすること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部とに電圧が加えられている場合には、その接続部が外れないようにする処置をすること。
- (8) - (10) (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる処置をすること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する処置をすること。
- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する処置をすること。ただし、コ

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備に内蔵されている蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）にあつては、次によること。

ア－エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18)・(19) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。第25条第4項において同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第25条 (略)

2 (略)

ネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備に内蔵されている蓄電池にあつては、次によること。

ア－エ (略)

(17)・(18) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第25条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、規則で定めるものとしなければならない。

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの各号に定める処置を行わなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及びその喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行用に使用しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他のその階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの各号に定める処置を行わなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及びその喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、規則で定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行用に使用しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他のその階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火



火災予防上必要と認める処置を行った場合は、その階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第13条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の秦野市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第25条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

災予防上必要と認める処置を行った場合は、その階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第25条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

1 背景

近年、カーボンニュートラルに向けた大型電気自動車等の普及のため、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっています。

現行の規制上、全出力が200キロワットを超える高出力の急速充電設備は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」として、位置、構造及び管理に関する基準等が適用されるため、車両の利用者による充電ができないなどの規制が存在しています。

また、平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置する必要がありますが、秦野市火災予防条例においても火災予防の観点から、喫煙所に標識を設置することが既に規定されており、異なる法令により重複して標識の設置が必要となっています。

2 改正の概要

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が令和5年2月21日に公布されたことに伴い、急速充電設備の定義及び運用について、全国統一的な基準に改めるものです。

また、喫煙所の標識の設置について、重複している規定を整理するとともに、標識と併せて設ける図記号の規格に関する規定を加えるものです。

(1) 急速充電設備に関する改正について

ア 電気自動車等の定義を改正します。

イ 急速充電設備の全出力の上限200キロワットを撤廃します。

ウ 分離型の急速充電設備に関する取扱いを規定します。

(ア) 充電ポストの設置について、基準（不燃性の金属材料であること及び建築物から3メートルの距離を保つこと）を適用しないこと。

(イ) 保安のために設けるものを除き、充電ポストに蓄電池を内蔵してはならないこと。

エ 急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、手動で停止することが

できるよう、緊急停止装置について規定します。

(2) 喫煙等に関する改正について

ア 「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、本条例に基づく標識の設置を必要としないことに改めます。

イ 「禁煙」、「火気厳禁」及び「喫煙所」の標識と併せて設けている図記号については、これまで規則で定めていたものから、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないことに改めます。

ウ 附則第3項は、健康増進法の規定により、「喫煙専用室標識（喫煙可）」を「指定たばこ専用喫煙室標識（加熱式たばこに限定）」として読み替えるものであり、「当分の間」については、今後の健康増進法の改正状況に応じて改めます。

3 効果

高出力の急速充電設備が普及することにより、充電時間の短縮による利便性の向上や、カーボンニュートラルに向けた電動バス等の大型電気自動車の普及拡大につながります。

また、火災予防上必要な処置を見直すことで、的確な安全対策をとることができます。

喫煙所に関する規定の見直しでは、異なる法令により重複する標識の設置を不要とすることで、管理者等の経済的負担の軽減につながります。

4 施行日及び公布日

2（1）の施行日は令和5年10月1日、2（2）の施行日は公布の日から施行する。